

阿波市監査委員公告第 3 号

地方自治法第 199 条第 7 項の規定による財政援助団体等監査を阿波市監査基準に準拠して実施したので、同条第 9 項の規定により、その結果を公表します。

令和 5 年 9 月 29 日

| | |
|---------|-------|
| 阿波市監査委員 | 中野 修一 |
| 阿波市監査委員 | 近藤 理 |
| 阿波市監査委員 | 松村 幸治 |

財政援助団体等監査結果報告書

1 監査の種類

財政援助団体等監査（地方自治法第 199 条第 7 項）

2 監査の対象

施設名 阿波市交流防災拠点施設（アエルワ）

所管部課 企画総務部 契約管財課

指定管理者 メディアエルワ

3 監査の着眼点

[所管課]

- (1) 指定管理者の指定は、適正かつ公正に行われているか。
- (2) 管理に関する協定等の締結は、適正に行われているか。
- (3) 業務の履行確認は、適切に行われているか。

[指定管理者]

- (1) 協定書に基づく義務の履行は適切に行われているか。
- (2) 施設の管理に係る収支会計経理は適正になされているか。

4 監査の主な実施内容

令和 4 年度及び令和 5 年度の指定管理業務の内容を知る上で必要な監査資料を提出させると共に、関係帳簿の提出を求め、関係職員等からの説明聴取により実施した。

5 監査の実施場所及び日程

阿波市防災拠点施設アエルワ

令和 5 年 8 月 22 日（火）

6 監査の結果

監査の結果、指定管理に係る管理・運営は、概ね適正に執行されていると認められた。今後においても、高い運営能力を活かし、広報活動に取り組み、経済的合理性の向上に立ち、設置目的に沿った市民サービスを展開していただくよう要望する。

参考

阿波市交流防災拠点施設（アエルワ）

| | |
|--|---|
| 施設の概要 | |
| 阿波市交流防災拠点施設（アエルワ） | |
| 設置年月日 | 平成 27 年 1 月 1 日 |
| 所在地 | 徳島県阿波市市場町切幡字古田 190 番地 |
| 設置目的 | |
| 地域及び市民の文化・交流活動を支援するとともに、災害時における応急対策の活動拠点として設置する。 | |
| 指定管理者の概要 | |
| 名称 | メディアアエルワ |
| 構成企業 | 一般財団法人 徳島新聞社 株式会社 スタッフクリエイト |
| 業務開始年月日 | 令和 5 年 4 月 1 日 |
| 指定管理の状況 | |
| 募集方法 | 公募 |
| 指定期間 | 令和 5 年 4 月 1 日から令和 10 年 3 月 31 日 |
| 指定管理料 | 令和 5 年度指定管理料 60,390,000 円（税込） |
| 主な管理業務 | 1. 市民の文化・交流活動の支援に関すること 2. ホール、研修室、食堂その他の施設の利用に関すること 3. 災害等における防災対策及び応急対策の活動拠点に関する こと 4. その他、市長が特に必要と認めた業務 |